

使用材料リスト1

■共通事項

口適用

- · 仕様書: 国土交通省営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(最新版)」
- •詳細図:国土交通省営繕部監修「建築工事標準詳細図(最新版)」

■シックハウス対策

□材料

・建物内部に使用する材料:ホルムアルデヒドの放散量が規制対象外(F☆☆☆☆) トルエン,キシレンも原則含有しない

■屋根・軒庇

□金属板葺き

- ・4 階屋根 (腰葺き部分): 金属板葺き:溶融亜鉛めっき鋼板の上リン酸処理パネル 厚 4.5 瓦葺き: 一文字葺瓦
- ・軒庇 (腰葺き部分): 金属板葺き:溶融亜鉛めっき鋼板の上リン酸処理パネル 厚 4.5 瓦葺き: 一文字葺瓦

■金属

□アルミ製作金物

- ・共通:外部 フッ素樹脂焼付塗装裏面バックコート吹付 内部 アクリル樹脂焼付塗装裏面バックコート吹付
- □スチール製作金物
- ・溶融亜鉛めっき鋼板の上リン酸処理パネル 厚3.2

■防水

□塗膜防水

- ・塗膜防水(ハト小屋等): ウレタン系塗膜防水 X-2
- ・塗膜防水(便所,保健所検査諸室等床):ウレタン系塗膜防水 X-2

■塗装

□鉄部

- ・外部は溶融亜鉛めっきの上耐候性塗料塗り(DP…1級), 内部は SOP 塗装
- 口コンクリート・ボード部
- ・外部及び水掛りはつや有エマルションペイント(EP-G), その他は EP 塗装

□外壁

・無機高分子撥水剤 コンクリート浸透性遮水・撥水・防水剤

■内装

□タイルカーペット

- ・タイルカーペット 厚 6.5:BCF ナイロン ハイローループパイル ストライプ柄
- ・タイルカーペット 厚 7.5:BCF ナイロン (原着ナイロン) テクスチャードループパイル地模様
- ・タイルカーペット 厚 8.5: BCF ナイロン (原着ナイロン) カット&ループパイル ランダムストライプ柄

口ビニル系床材

- ・ビニル床シート:織布積層ビニル床シートNC 厚 2.0
- ・ビニル床シート:不織布積層ビニル床シート NF 厚 2.0 (耐薬品性)
- ・ビニル床タイル:ホモジニアスビニル床タイル HT 厚 3.0 450×450 石目調プリントタイル
- ・ビニル巾木: H=60 タイルカーペット部カット加工 ロング巾木

□塗床

- ・塗床(機械室等):無溶剤系エポキシ樹脂系 厚 0.8 VOC 対策品
- ・塗床(二重床下防塵塗装) : OA フロア等, 二重床下全面に施工

口耐火・耐火遮音壁

- · 乾式耐火間仕切(1 時間耐火認定品)
 - 一般部:強化石こうボード 15+15mm 両面
- · 乾式耐火遮音間仕切(1 時間耐火認定品) 遮音性能 TLD-49
 - 機械室・大会議室廻り等遮音部分:強化石こうボード 15+15mm 両面の上グラスウール

□不燃化粧板

・不燃化粧板:メラミン不燃化粧板(ウェーブ模様,白)厚3

□花崗石

- ・花崗石張り(区民ロビー、ホール、風除室等床)
 - 天然石 900 角 厚 30 ジンバブエブラック J&P 仕上 又は同等品
- ・汚垂石(男子便所): 天然石 900x600厚15 ジンバブエブラック 水磨き仕上 又は同等品

□断熱材

・吹付断熱材:吹付硬質ウレタンフォーム(現場発泡)厚15

設備室を除く外壁の室内側,検診車スペース上部スラブ下に施工

■建具

ロアルミ製建具(AW)

・外部建具:種別:A種 耐風圧性:S-4 気密性:A-3 水密性:W-4

遮音性能: T-2 (バランス式逆流防止窓部分 T-1)

仕上:南西及び東西出入口部分:D 種フッ素樹脂焼付塗装(特注色),その他:B-2 種 アルミ製建具は,方立・無目の見付け 60mmタイプのユニットサッシ,カーテンウォール とする。

外倒し窓は、オペレーター隠蔽タイプとし方立・無目の見付け 60mmで納まるものとする。 アルミ製外部建具には全てアルミ製水切を設けること。

特にトップライト廻りの納まりについては漏水の無い様、十分な検討を行うこと。 窓の省エネルギー等級は第1等級相当とする。

□鋼製建具(SD·SW)

- ・外部建具: 仕上 耐候性塗料塗り(DP…1 級) 原則, 簡易気密型(SAT)とする
- ·内部建具: 仕上 SOP 塗装

内外部共機械室廻りに使用し、気密・遮音型(AT)とする 内部ドアはレバーハンドルシリンダー箱錠、ピボットヒンジ(クローザ機能付(コンシールド))と する

・特定防火設備(嵌め殺し窓):メーカー仕様防火認定品 耐熱強化ガラス

- ・ドアハンドル:アルミ合金製レバーハンドル り酸処理模様仕上げ
- ・点検扉の鍵はスリットキーとする。

□軽量鋼製建具(LSD)

- ・開き扉(LSD): 仕上 SOP 塗装又は焼付塗装 額及びガラリ付の場合はアルミ額縁なしタイプ 内部ドアはレバーハンドルシリンダー箱錠, ピボットヒンジ (クローザ機能付 (コンシールド)) とする
- ・半自動式引戸(LSD): 仕上焼付塗装 戸袋点検口、ストッパー、戸当りゴム付

□ステンレス製建具(SSD)

・自動扉(風除室): 仕上 バイブレーション 電気錠 強化ガラス厚 12 飛散防止フィルム張り

口鋼製シャッター

・鋼製電動重量シャッター 図中 SS: 防火防煙 煙感知器連動 手動併用式 コンパクト型 防火戸付 仕上 SOP 塗装

□リングシャッター

・ステンレス製電動グリルシャッター 図中 RS:仕上 HL

■ユニットその他

□収納棚・書架

- ・収納棚7段(各階倉庫に設置):開放型書架(天板付)単体・連増 鋼製焼付塗装 W900×D450×H2270有効7段 床固定金具,耐震用連結バー付
- ・収納キャビネット(事務室内に設置): キャビネットタイプ書架 両開き扉型 鋼製焼付塗装 有効 7 段 W900×D450×H2500 上置き棚, ベース付 有効 2 段 W900×D450×H800 天板, ベース付 スライド式有効 7 段 W900×D450×H2620 上置き棚, ベース付 後列棚オープン型
- ・集密書架6段(各階倉庫に設置): 開放型移動棚 鋼製焼付塗装 有効6段 W900棚板奥行420 ハンドル式 レール埋込

ロカウンター等

・窓ロカウンター(事務室) 造作ローカウンターH700 ハイカウンターH950 木製家具: 天板 メラミン化粧板 (ランバーコア芯, 見付: ブナ PU 塗装) 腰部 杉材染色塗装

連結フレーム,連結パネル,エンドパネル,スイング扉共図中「ハイカウンター」の表示のないカウンターは全てローカウンターとし、車椅子対応の仕様とする

- ・ベンチ:座(ブナ集成材 PU 塗装 H150) 脚(スチール/黒系メタリック) W2080×D550×H400
- ・窓口カウンター(宿直室):天板 ポストフォーム(メラミン化粧板)
- ・洗面カウンター(便所・栄養改善室): 人造大理石 厚 15
- ・検尿カウンター・面台(便所等): 人造大理石 厚 15

□スチールパーティション

・スチールパーティション:厚40 焼付塗装(相談室,面談室は内部クロス張り,ロビー・事務室側指定色焼付塗装とする)

方立なしタイプ (ガラスジョイントはポリプロピレン) 扉はピボットヒンジ,ドアクローザーコンシールドタイプとする 相談室,面接室は遮音仕様とし,天井内・床下に遮音間仕切を施工する 内装制限の掛かる部位については不燃仕様とする

口移動間仕切

- ・移動間仕切(大会議室,会議室(区民交流)):高遮音仕様 パネル厚 100 表面クロス張り
- ・移動間仕切(大会議室倉庫扉):一般仕様 パネル厚 60 大会議室壁同仕上 遮音仕様の移動間仕切の天井内・床下には遮音間仕切を施工する

□0A フロア

・OA フロア:軽量無機質材充填鋼製パネル 500×500×H200、H100

口二重床下地

·樹脂製床組:樹脂製乾式二重床下地 合板厚 15 共 H150

ロトイレブース

・トイレブース: H2100ペーパーコア芯高圧メラミン樹脂化粧板,パネル厚 40mm 小ロアルミアールエッジ(中心吊り)と表面材はフラットタイプ(同色焼付塗装), 笠木はアルミ押出型材(同色焼付塗装)

口更衣ブース

・更衣ブース:H2100ペーパーコア芯高圧メラミン樹脂化粧板パネル厚40笠木アルミ押出型材(同色焼付塗装)

口流し台

- ・流し台 A: W1800 ステンレス製 1 槽流し台
- ・流し台 B: W1800 ステンレス製水切付 1 槽流し台 電気温水器(250)付
- ・システムキッチン: 既製品 W1500 シングルレバー混合栓, IH-1 ロ 吊戸棚, レンジフード(シロッコファン付), 水切棚, 手元灯, 電気温水器 キッチン前壁パネル共

口洗面化粧台

·洗面化粧台: 既製品 W750 自動水洗 電気温水器付

ロユニットシャワー

・ユニットシャワーニ既製品 0812 タイプ

口洗濯パン・防水パン

・洗濯パン: FRP 製既製品 900×640

・防水パン: FRP 製特注品 900×900×H300

使用材料リスト4

□調理台

・調理台: 既製品 W3000×D1200×H850 教師用 1 台 生徒用 2 台 I H 3 ロ オーブンレンジ付 シンク W900×D400×H220 混合栓 2 ロ

口実験台

・中央実験台, サイド実験台: 天板 サイフィス ポリプロピレン製エッジ 厚 45mm 本体 低圧メラミン両面化粧パーチクルボード 厚 19mm 積載荷重 100kg/m²

ロケージ

・ケージ(犬舎): ステンレス製既製品 W700×D800×H850

口補助手摺

・補助手摺(便所):ステンレス芯樹脂コーティング既製品 大便器用(L型),小便器用,洗面器用,可動式(はねあげ式)

□便所内シート・ベッド類

- ・大人用ベッド:折りたたみ収納式多目的シート
- ・ベビーシート. ベビーチェア

口記載台

·記載台:造作 W1800 (900) × D900 × H950 記入例掲示板付

1 階待合ロビー 6 台 2 階待合ロビー10 台

内 1 階 1 台, 2 階 2 台を車椅子対応(H750)とする

天板(H150) メラミン化粧板(見付:ブナPU 塗装) 脚(スチール/黒系メタリック)

□映写スクリーン

- ・映写スクリーン: 手動巻上式 100, 150 インチ 天井埋込スクリーンボックス(アルミ製焼付塗装)共口カーテン・ブラインド類
- ・アコーディオンカーテン:手動式 H2,700
- ・アルミ製ブラインド:手動式横型ブラインド アルミ製スラット焼付塗装 スラット幅 25
- ・アルミ製暗幕ブラインド:手動式横型暗幕ブラインド アルミ製スラット焼付塗装 スラット幅35
- ・アルミ製電動暗幕ブラインド:電動式横型暗幕ブラインド アルミ製スラット焼付塗装 スラット幅 35 遮光ガイドレール共

4 階大会議室を 3 分割した場合は各部屋毎, 1 室使いの場合は全てのブラインドを一度に操作できるようにすること

ブラインドは機械室・共用部(廊下等)を除き外部開口部分全てに設置し,

高さは建具高さ+150とする

ロールスクリーン (ボックス共) は窓口カウンター設置位置の前面より 2000mm程度離隔した天井面に設置する

□ボックス類

・ブラインドボックス・ロールスクリーンボックス:鋼製 PL-1.6 加工 A-BE 天井埋込

口防煙垂壁

- ・防煙垂壁(固定): H800 線入磨板ガラス
- ・可動式防煙垂壁:H800 不燃ガラスクロス製 煙感知器連動降下式 ガイドレール天井内収納タイプ
- □マシンハッチ
- ・マシンハッチ: PC コンクリート製 防水仕様
- □ピクチャーレール
- ・ピクチャーレール:中量用(30kg) アルミ押出型材焼付塗装 底目地タイプ ワイヤーフック共
- 口建具取合金物
- ・建具取合金物: 鋼製 PL-1.6 加工 A-BE 内部グラスウール充填 外部アルミ製建具の間仕切取合部に施工
- □ガラススクリーン
- ・ガラススクリーン(会計室):強化合わせガラス 受け渡し用開口2ヶ所設置

□階段手摺

- ・階段手摺(南側): 笠木 集成材 34 o PU 塗装 ブラケット SUS-FB 加工 バイブレーション仕上げ
- ・階段手摺(北側):アルミ押出型材芯樹脂コーティング既製品 ブラケット共

ロガラス手摺

- ・ガラス手摺:H1100 強化ガラス厚 12 飛散防止フィルム張り 支柱 鋼製 FB SOP 塗装 ガラス点支持金物
- 口階段滑り止め金物
- ・階段滑り止め金物: 既製品 ステンレス製ビニルタイヤ入り

口駐輪ラック

・駐輪ラック:2段式駐輪ラック(ガススプリング式)非着床タイプ@450、溶融亜鉛メッキ処理

□書類搬送機

・書類搬送機:ラインコンベアカーブコンベア交付ミニベルターピット内コンベア一送・受信コンベアー

制御盤・配線材 コンベア内設カウンター(投入器 4 器付)共

カウンターは 2 段式とし、表面仕上は事務室窓口カウンターと同仕様とする ピット内コンベアー設置部にはピット(W550×H450)を設け、上面から点検

可能な構造とする

口煙突

・発電機用煙突:ライニング材 ゾノトライト系珪酸カルシウム

構造躯体に熱影響を及ぼさないように検討を行うこと

口天井点検口

・天井点検口:アルミ製目地タイプ 450角(600角) 枠焼付塗装 天井同材張り

□アルミルーバー

- ・アルミルーバー(4 階室外機目隠し): 縦ルーバー 30×75@60 アクリル焼付塗装指定色 H3,000 消防隊進入口部分は開閉機構付とする
- ・防音パネル (参考): 不燃材料, 軽量コンクリート系剛体多孔質吸音材 厚 50mm

ロサイン

- ・掲示板:壁付型 W2700×H2700 合板掲示板用クロス張りの上アルミパネル(パンチング加工)焼付塗装 各階1ヶ所設置
- ・情報掲示板:自立型 W2700×H1800 鉄骨下地合板掲示板用クロス張りの上 アルミパネル(パンチング加工)焼付塗装 区民ロビーに設置
- ・窓ロサイン: 天吊式 H500 鋼板 1.6 加工焼付塗装 照明器具, 番号表示盤組込窓口番号・窓口名称・取扱内容等の電飾表示を行う窓口カウンター上部に設置
- ・その他サイン: 上記サインの他, 各階案内サイン(EV ホールに設置), 誘導サイン(内部外部共), 室名サイン 等を適宜設置すること

また,福祉関連法令に則り,誘導ブロック (点字鋲),音声案内設備,点字案内標示等を設置 すること

口うづくり杉板型枠:うづくり杉板 厚15mm 本実加工(ジョイント面には隙のないこと)の型枠 +捨て型枠

※うづくり:杉板表面の軟らかい部分だけを取り除き、硬い部分を残し,凹凸を立体的に浮き出す。

□ペレットストーブ

- •暖房方式:強制対流形
- · 給排気方式:強制給排気形(FF)
- •暖房出力:3,000kcal以上
- ・暖房運転中、本体に触れても火傷しないこと

※暖房運転中は、ペレットストーブ周囲に柵を設置するなど、安全対策を講じること。

■ユニバーサルデザイン検討書

〇一般基準

〇:適用する

建築物		チェック項目			備考
寺定施設	バリアフリー新法 (移動等円滑化誘導基準)※()内青文字は円滑化基準	官庁施設のユニバーサルデザイン	京都市建築物等のバリアフリーの促進		J. anu
	①出入口(②に該当・かご・昇降機・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。)	①出入口(②に該当・かご・昇降機・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。)	①主要な出入口を利用円滑化経路上に設けている	0	
	(1) 幅は90cm以上(80cm以上)		○ ②主要な出入口の幅は90cm以上である(そのほかの出入り口の幅は80cm以上)	0	・主たる居室の出入口は90cm以上
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている	〇 (2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている	○ ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差を設けない	0	
		(3)十分な有効幅を確保し、自動扉(引き戸)とする	0		
		(4) 原則として建物の外部から内部まで連続して平坦とする	0		
			0		
, D			0		
			0		
			0		
	②一以上の建物出入口	②一以上の建物出入口			
	(1) 幅は120cm以上	O (1) 幅は120cm以上	0		・メインエントランスは自動ドアで160cm以上
	(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けている		0		・サブエントランスは自動ドアで120cm以上
	CONTROL DE LA CO				77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77
	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすがすれ違える場所がある場合140cm以上)(120cm以上)	○ ①幅は180cm以上	○ ①幅は130cm以上である		・主たる廊下の有効幅員180cm以上
	①門田はTOUCTI以上(区间50m以内にとに単い9か9が度える場所がある場合T40cm以上)(T20CTI以上)				・主たる脚下の有効幅員TOUCHI以上
		Entre the second	O ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある	0	
	②突出物を設ける場合、視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されている		○ ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差を設けない	0	
	③表面は滑りにくい仕上げ	│ ○ │ ④滑りにくく、平坦な仕上げとする	○ ④表面は滑りにくい仕上げとする	0	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける	○ ⑤移動経路上に休憩スペースを適宜設置する	-		
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ		0		
下等	⑥点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)		○ ⑤点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)	0	
	⑦休憩設備を適切に設けている		0		
		⑨手すりの設置	-		
	(A=144.40 N) (A=144	O (AEC) 40 N I	O (M=1+4.40 N)	-	#=4=0 IN 1 / Jl. Marth co. (+4
	①幅は140cm以上 (手すりの幅は10cmまで不算入) (120cm以上)	- 0.4	O ①幅は140cm以上		・幅150cm以上(北側階段は120cm以上)
	②けあげは16cm以下		○ ②けあげ16cm以下	0	・けあげ16cm以下
	③踏面は30cm以上	O ③踏面は30cm以上	O ③踏面30cm以上	0	·踏面30cm
			0		
	④段はつまづきにくいもの	=	○ ④段はつまづきにくいものとする	0	<u> </u>
	⑤段は識別しやすいもの		〇 ⑤段は識別しやすいものとする	0	
	⑥表面は滑りにくい仕上げ	○ ⑦表面は粗面とし、滑りにくい床面仕上げとし、段鼻はまるみをもたせ、ノンスリップは弾性素材のもの	○ <u>⑥表面は滑りにくい仕上げとする</u>	0	
	<u> </u>	とする	<u> </u>		
		⑧段鼻、蹴込み面、踏面の色彩、材質の対比に配慮する	0		
	⑦両側に手すりを設けている (踊場を除く)		- ○ ⑦手すりを設ける	0	
	STORY TO CAR WEIGHT	(1)踊り場も含め、両側に連続して設置することとし、不特定かつ多数が使用する階段については2			
			O 上京に LUエナリー	-	
设			⑧点字により手すりに階数等を表示する	0	
		(2)階段の幅が3mを超える場合は、中間にも両側から使用可能な手すりを設置する	- ⑨両側(幅が3m以上の場合は中間も)に手すりを設ける	0	
		(3)周囲と区別できる色彩とする	0		
		(4)力がかけやすくつかみやすい形状とする	0		
		(5)手すり子形式の場合は、脱輪防止等のため側端に5cm以上の立ち上がりを設ける	-		
		(6)階段の上端では、45cm以上水平に延長し、下端では斜め部分を含めて段鼻から45cm以上 手すりを延長する	-		
		ナッツで 性 戻り 心			
	⑧点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分)		⑩点状ブロック等を敷設する(段の上下、段部分の上端に近接する踊場の部分)	0	
		⑩点状ブロック等の敷設(階段の上端に近接する通路、踊り場の部分 視覚障害者の誘導経路と	0		
	l l				
		なっている場合については下部にも敷設するなど、階段の設置状況、誘導経路等を考慮し、適宜敷設)			
	⑨主な階段を回り階段としていない	○ ⑪メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない	〇 ⑪主たる階段は回り階段としない	0	
		○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する	○ ⑪主たる階段は回り階段としない ○	0	
1路	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)	○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ②連続アールトリースは、カースを確保する	0	0	
		○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ②連続アールトリースは、カースを確保する		0	
	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)	○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ②連続アールトリースは、カースを確保する	0	0	
	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている	○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない	0 0	0	
	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上)	○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)	0	0	
	 ①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上) ②勾配は1/12以下 (1/12以下) 	○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下	0 0 0 0	0	
	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上)	 ○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車楠子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下 ○ ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける 	0	0	
	 ①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上) ②勾配は1/12以下 (1/12以下) 	○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下	0 0 0 0	0	
	 ①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上) ②勾配は1/12以下 (1/12以下) 	 ○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下 ○ ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける ④手すりの設置 	0 0 0 0	0	
^ -9−	 ①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上) ②勾配は1/12以下 (1/12以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている 	 ○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下 ○ ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける ④手すりの設置 ○ (1)両側に手すりを設置 (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) 	O O O O O O ① ①両側に手すりを設けている(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)		
^*-9-	 ①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上) ②勾配は1/12以下 (1/12以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている 	 ○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ①車楠子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下 ○ ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける ④手すりの設置 ○ (1)両側に手すりを設置 (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) (2)周囲と区別できる色彩とする 	〇 〇 〇 〇 〇 ① 「面側に手すりを設けている(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) 〇		
^*-9-	 ①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上) ②勾配は1/12以下 (1/12以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている 	 ① ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①「幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下 ○ ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける ④手すりの設置 ○ (1)両側に手すりを設置(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) (2)周囲と区別できる色彩とする (3)傾斜路の上端、下端では45cm以上水平に延長 	〇 〇 〇 〇 〇 ①両側に手すりを設けている(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) 〇 〇		
^°-9-	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上) ②勾配は1/12以下 (1/12以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている ④両側に手すりを設けている (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(購段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下 ○ ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける ④手すりの設置 ○ (1)両側に手すりを設置 (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) (2)周囲と区別できる色彩とする (3)傾斜路の上端、下端では45cm以上水平に延長 (4)手すり子形式の場合は、脱輪防止等のため側端に5cm以上の立ち上がりを設ける	〇 〇 〇 〇 ① 面側に手すりを設けている(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) 〇 〇 〇 〇	0	
^ -9−	 ①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上) ②勾配は1/12以下 (1/12以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている 	○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(購段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下 ○ ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける ④手すりの設置 ○ (1)両側に手すりを設置 (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) (2)周囲と区別できる色彩とする (3)傾斜路の上端、下端では45cm以上水平に延長 (4)手すり子形式の場合は、脱輪防止等のため側端に5cm以上の立ち上がりを設ける	〇 〇 〇 〇 〇 ①両側に手すりを設けている(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) 〇 〇		
^*-9-	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上) ②勾配は1/12以下 (1/12以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている ④両側に手すりを設けている (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(隣段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下 ○ ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける ④手すりの設置 ○ (1)両側に手すりを設置 (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) (2)周囲と区別できる色彩とする (3)傾斜路の上端、下端では45cm以上水平に延長 (4)手すり子形式の場合は、脱輪防止等のため側端に5cm以上の立ち上がりを設ける ⑤表面は粗面とし、滑りにくい床面仕上げとする	〇 〇 〇 〇 ① 面側に手すりを設けている(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) 〇 〇 〇 〇	0	
 A	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けている ①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)(120cm以上) ②勾配は1/12以下 (1/12以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている ④両側に手すりを設けている(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	○ ①メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない ②車椅子使用者用の待避スペースを確保する ○ ①階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、又はエレベータその他の昇降機を、設けなくてはいけない ○ ①幅は150cm以上(隣段に併設する場合は120cm以上) ○ ②勾配は1/12以下 ○ ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける ④手すりの設置 ○ (1)両側に手すりを設置 (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) (2)周囲と区別できる色彩とする (3)傾斜路の上端、下端では45cm以上水平に延長 (4)手すり子形式の場合は、脱輪防止等のため側端に5cm以上の立ち上がりを設ける ⑤表面は粗面とし、滑りにくい床面仕上げとする	〇 〇 〇 〇 ① 「面側に手すりを設けている(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ②表面は滑りにくい仕上げとする	0	

京都市上京区総合庁舎新築工事基本設計 ユニバーサルデザイン検討書(1) A-68

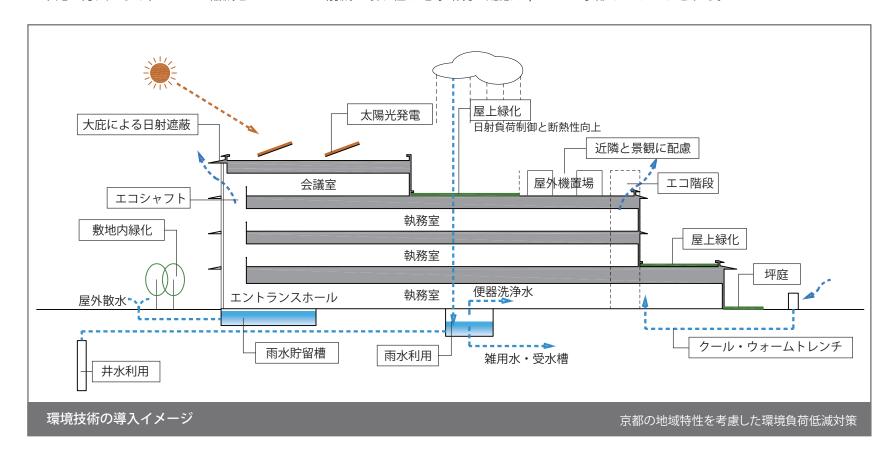
建築物			チェック項目				備考
特定施設	バリアフリー新法 (移動等円滑化誘導基準)※()内青文字は円滑化基準	_	官庁施設のユニバーサルデザイン		京都市建築物等のバリアフリーの促進		
	①必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上ある	0	①玄関から近く、わかりやすい位置に階段と隣接して設ける	0	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止する	0	
	②多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー		②多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー				
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上(80cm以上)	0	※誘導基準に準ずる		②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上		南側:90cm 北側:90cm
	(2) かごの奥行きは135cm以上(135cm以上)	0	7(10) (1 = 1) (1		③かごの奥行きは135cm以上		南側:150cm 北側:135cm
	(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上(150cm角以上)	0			④乗降ロビーは水平で、150cm角以上	0	
	(4) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けている	0					
	(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けている	0			⑤かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けている	0	
	③多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー		③多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー				
	(1) ②のすべてを満たしている	0	※誘導基準に準ずる		⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けている	0	
	(2) かごの幅は140cm以上(140cm以上)	0					
	(3) かごは車いすが転回できる形状 (4) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けている	0			⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けている ⑧かご内の左右両側に手すりを設けている	0 0	
	(4) かこ内及び米陸口に一に半いり使用有が利用してりい位直に制御表直を設けている				のかこ内の左右両側に子すりを設けているのかご及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けている	0	
					So COON HER ADVICTOR (1991) I COMPON ON A SHIP COMPONED AND A SHIP		
					⑩かご内に鏡を設けている	0	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター		④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター				
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上(80cm以上)	0	※誘導基準に準ずる		⑪かご内に車いす使用者利用しやすい外部との通話装置を設けている	0	
	(2) かごの奥行きは135cm以上(135cm以上)	0					
	(3) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けている	0			⑩かご内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に、戸を開く時間を延長することができる制御装置を設けているか	0	
	(4) かごの幅は140cm以上である(140cm以上) (5) かごは車いすが転回できる形状	0			この利性を 同で 放け ているが、		
	(5) かこは早いりか転回できる形仏				⑬かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	0	
エレベー	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	1	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー		www.criczj伯阳·アツ河駅でAPCにも日严衣胆で取りているか	0	
ター	(1) かごの奥行きは135cm以上(135cm以上)	0	※誘導基準に準ずる		④かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	0	
	(2) かごの幅は160cm以上	0			○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(3) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けている	0			⑤かご内及び乗降ロビーに, 視覚障害者が利用しやすい通話装置及び制御装置を設けているか	0	
	(4) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けている	0					
	(5) かごは車いすが転回できる形状	0			⑩乗降ロビーに点状ブロック等を敷設しているか	0	
	(6) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けている	0					
	(7) かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上	0					
	(8) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上	0			⑪不特定多数又は主として高齢者、身体障害者等が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合		
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー		⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー		(1)上記①から⑯を満たしているか	0	The Indiana III Indiana
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上(80cm以上)	0	※誘導基準に準ずる		(2)かごの幅は140cm以上であるか	၁င	南側:160cm 北側:160cm
	(2) かごの奥行きは135cm以上(135cm以上) (3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上(150cm角以上)	0			(3)かごは車いすが転回できる形状か	0	
	(4) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けている	0					
	(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けている	0					
	※又は⑤のすべてを満たしていること。	Ŭ					
			⑦手すりの設置		①かご内の左右両側に手すりを設けている	0	
			(1) 両側面及び正面に設置	0			
				0			
			(3)取付高さ 75~85cm程度	0			
			⑧やむを得ず車いすの回転ができる広さを確保できない場合は、車いす使用者が後ろ向きで降りるた				
			めの鏡(床上50cm~150cm程度まである鏡)を設置する。ただし、スルーエレベータを設置する場合はこの限りではない	0			
			(1) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けている	0			
	①車いす使用者用便房を設けている(各階1以上)(建物で1以上)	0		0	①各階に、車いす使用者用便房を設けている	0	・車椅子使用者用便房は各階1ヶ所設置
	(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具がある	0			(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	С	平间 1 区川省川区房16 日間17 川区巨
	(上記の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。)		(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具がある	J			
	(2) 便房の数は階の便房総数Aが200以下でA×1/50、200を超える場合A×1/100+2以上	0	(2) 便房の数は階の便房総数Aが200以下でA×1/50、200を超える場合A×1/100+2以上	0	(2)内部の幅又は奥行きが180cm以上で, かつ, 内のり面積は3. 6㎡以上であるか	0 0	
	(3) 出入口 (当該便房を設ける便所も同様)	1	(3) 出入口 (当該便房を設ける便所も同様)		(3) 標識を掲示しているか	00	
	(3) 出入口 (当該使房を設ける使所も同様) ・幅は80cm以上	0		$\overline{}$	(4)出入口の幅は85cm以上であるか (5)出入口の戸は引き戸(外開き戸)であるか		 ・多機能トイレ扉は引戸(ハンガードア)
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている	0		0	CAMPACAN IN THE MICH MODIFY AND		> 100 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	(4) 車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房がある	1			②(10,000㎡以上) オストメイト用設備、大人用ベッドを設け、標識を掲示している	0	大人用ベッドは1階のみ
	(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	0		0			
		İ		_	③各階にベビーチェアを設け、標識を設置している	0	
		L	④男子トイレ、女子トイレそれぞれの入口の配色関係を建物内で統一する	0			
			⑤滑りにくく、転倒してもけがをしにくい仕上げするとともに、清掃のしやすさに配慮する	0	④床の表面は滑りにくい仕上げである	0	
便所					⑤男児用小便器を設けている(男子用小便器がない場合)	-	
		1	⑦多機能トイレの便房は、車いすの回転スペースの確保や動作可能なスペースを確保する	0	®7 #B ##### 7		
		1	⑧車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房がある (当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	0	⑥子供用便座を設けている	0	
		1			⑦各階に男子床置き式小便器(手すり付)を設けている	0	
		1			○ 公内では、分子は、自己は、小田のでは、一日のでは、「は、日本のでは、	00	
		1	SOUTH THE WARE A SELLE BY WELL AND A SELLE BY WELL BY		⑧和式便器を設ける場合、各階に1以上手すりを設けている	0	
		1			(1)足踏み部分に15cm角の点状ブロックを敷設している	0	
		1			⑨腰掛便座を設ける場合、各階に1以上手すりを設けている	Ō	
					⑩洗面器等を設ける場合、各階に1以上手すり、レバー式水栓等を設けている	0	
					(1)足踏み部分に15cm角の点状ブロックを敷設している	0	
					⑪荷物用の棚、かぎその他の設備を設けている	0	
				_	①通路の幅は、85cm以上	0	
ł		1			③点状ブロック等を敷設した和式便器、男子用小便器、洗面器を1以上設けている	0	
					⑭触知図を設けその前の床には、点状ブロック等を敷設している	0	北側のみ、南側はプライバシーの為、奥を女子便所
					⑮向かって左側を女子便所としている		

建築物			チェック項目				備考
特定施設			官庁施設のユニバーサルデザイン	ı	京都市建築物等のパリアフリーの促進 ①幅は130cm以上	0	
	①幅は180cm以上であるか(120cm以上)	0			②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある	0	
	②表面は滑りにくい仕上げ	0			© 四周300円次内にこに生む・7 か 和日司 HE を物がかめる	Ť	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている	ō			③戸は車いす使用者が通過しやすく,前後に高低差がないこと	0	
			①ハンプの設置等により、自動車の徐行及び停止を促す	0			
			②歩行者通路と車路は手すりや縁石などにより明確に分離する	0			
			③見通しを確保する	0			
			④横断歩道に接する歩道部の部分の縁端は、当該車道等の部分より2cm高くする	0			
			④表面は滑りにくく、平坦な仕上げとする		④表面は滑りにくい仕上げである	0	
			⑤水たまりができにくい透水性のある仕上げ材を考慮する	0			
			⑥歩行者の経路が車路に近接する部分には、注意喚起のための点状ブロック等を敷設する	0			
		_	⑦敷地出入口から受付等まで視覚障害誘導用ブロックを敷設する	0			
	小印ムキオフカリハ	-	 ®段がある部分		(₹) 5D-4-1/4 - 7 並ノ\	-	
	④段がある部分	+-	(1) 階段とスロープを併用する(勾配が1/20以下の場合はスロープのみでも可)	-	⑤段がある部分 (1)手すりを設けている	+-	
i	(1) 幅は140cm以上 (手すりの幅は10cm以内までは不算入)	-	(1) 幅成2スローフを折用する(対能が17 20以下の場合はスローブのみでも可) (2) 幅は140cm以上		(2)識別しやすいものとする		
	(2) けあげは16cm以下	+	(3) けあげは16cm以下		(3)つまづきにくいものとする		
敷地内の	(3) 踏面は30cm以上		(4) 踏面は30cm以上		(0) 26 2616 (0 00) 27 8		
通路	(4) 両側に手すりを設けている		(5) 蹴込みは2cm以下				
	(5) 識別しやすいもの		(6) 高さが16cm以上、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける(幅員				
	(6) つまづきにくいもの		が3mを超える場合には、中央にも設置)				
	⑤段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けている	-	(7) 手すり子形式の場合は、脱輪防止のため側端に5cm以上の立ち上がりを設ける				
			(8) 階段の上端では45cm以上、下端で、段鼻から45cm以上手すりを延長することが望ましい				
			⑨段を設ける場合に、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は、エレベータその他の昇降機を設	_			
			けなければならない				
	⑥傾斜路	_	⑩傾斜路		⑥傾斜路		
	(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上) (120cm以上)	0	(1) 幅は150cm以上(180cmが望ましい 段に併設する場合は120cm以上)	0	(1)幅は130cm以上である	0	
	(2) 勾配は1/15以下(1/12以下)	0	(2) 勾配は1/15以下	0	(2)勾配は1/15以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)である	0	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている (勾配1/20以下の場合は免除)	0	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている (勾配1/20以下の場合は免除)	0	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けている	0	
	(4) 両側に手すりを設けている (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	0	(4) 両側に手すりを設けている(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	0	(4)手すりを設けている	0	
	(c) 並後の予防し難則しめまいたの	0	(5) 並後の落吹し禁即しめましたの	0	(5)両側に側壁又は立ち上がり部を設けている	0	
	(5) 前後の通路と識別しやすいもの	+	(5)前後の通路と識別しやすいもの		(6)始点及び終点に平たんな部分を設けている (7)前後の通路と識別しやすいものとする	0	
		-	①階段、スロープ上部に点状ブロック等を敷設する 視覚障害者の誘導経路となっている場合については下部にも敷設する	-	(7)別後の過程で成別したすいのとする	1	
		-	The Lagrangian Company of the Compan				
	①車いす使用者用駐車施設を設けている (全駐車台数Aが200以下でA×1/50、200を超える	場。	■ ・ ①車いす使用者用駐車施設を設けている (全駐車台数Aが200以下でA×1/50、200を超える場合		①車いす使用者用駐車施設を1以上設けている	0	3台計画
	合A×1/100+2以上)		A×1/100+2以上)				
駐車場	(幅は350cm以上)	0	②幅は350cm以上とする	0	②幅は350cm以上である	0	幅350cm
社平场			③奥行きは600cm以上	0			奥行き500cm
			④歩行者用通路と駐車場部分は手すりや縁石などにより明確にする	0			
		_	⑤車いすスペース使用者の駐車スペースである旨の表示をする	0	③表示をしている	0	
					④利用居室までの経路が短い位置に設けられている	0	
	①車いす使用者用浴室等を設けている(1以上)						
w=#	・浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置さてている	+-					
浴室等	・車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されている	-					
	②出入口						
	・恒は90cm以上	+-					
	・幅は80cm以上	-					
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている	-	①エレベーターその他の見降機 便所又け駐車旅塾の付近に各旅塾を表す埋職がある		① 見降機 便所 駐車場の付近に煙鯵を勢けている	0	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある		①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②玄関から日的地までの経路トの栗町に、日的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを		①昇降機, 便所, 駐車場の付近に標識を設けている	0	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている		①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを 設置する		①昇降機, 便所, 駐車場の付近に標識を設けている	0	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある		②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する		①昇降機, 便所, 駐車場の付近に標識を設けている	0	
標識	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある		②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを		①昇降機、便所、駐車場の付近に標識を設けている	0	
標識	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある		②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合)		①昇降機, 便所, 駐車場の付近に標識を設けている	0	
標識	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある		②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する		①昇降機, 便所, 駐車場の付近に標識を設けている	0	
標識	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある		②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする		①昇降機, 便所, 駐車場の付近に標識を設けている	0	
標識	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある		②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する			0	
標識	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合)	0	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう		①(努力義務)昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである	0	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合除く)	† O	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する	0			
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合)	0	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する		①(努力義務)昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである	0	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合除く)	† O	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する	0	①(努力義務)昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである	0	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合除く)	† O	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格28210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに名階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する ③階段やスローブの上部に近接する通路、踊り場に点状ブロック等を敷設 ④階段手すりに、現在階の階数とフロア情報、廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。	0	①(努力義務) 昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである ②(努力義務) (5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けている	0 0	
案内設備	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合) 除く) ②エレベーターその他の昇降機又は便所の位置を視覚障害者に示す設備がある	† O	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する ③階段やスローブの上部に近接する通路、踊り場に点状ブロック等を敷設 ④階段チすりに、現在階の階数とフロア情報、廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。 ①視覚障害者誘導用ブロックを敷設する(JIS T 9251による形状のものを使用し、色は黄色を原	0	①(努力義務)昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである ②(努力義務)(5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けている ①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)	0 0	
案内設備	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合) 除く) ②エレベーターその他の昇降機又は便所の位置を視覚障害者に示す設備がある	‡ O	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する ③階段やスローブの上部に近接する通路、踊り場に点状ブロック等を敷設 ④階段手すりに、現在階の階数とフロア情報、廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。 ①視覚障害者誘導用ブロックを敷設する(JIS T 9251による形状のものを使用し、色は黄色を原則とする 周りの床仕上げ材との明度、色相、彩度の査に配慮する)	0 0 0	①(努力義務)昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである ②(努力義務)(5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けている ①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ②車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設している	0 0	
案内設備	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合) 除く) ②エレベーターその他の昇降機又は便所の位置を視覚障害者に示す設備がある	† O	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する ③階段やスローブの上部に近接する通路、踊り場に点状ブロック等を敷設 ④階段手すりに、現在階の階数とフロア情報、廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。 ①視覚障害者誘導用ブロックを敷設する(JIS T 9251による形状のものを使用し、色は黄色を原則とする 周りの床仕上げ材との明度、色相、彩度の査に配慮する)	00000	①(努力義務)昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである ②(努力義務)(5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けている ①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ②車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設している ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設している	0 0 0	
案内設備	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合) ②エレベーターその他の昇降機又は便所の位置を視覚障害者に示す設備がある ①銀状プログ等・点状プログ等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)	‡ 0 0	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する ③階段やスローブの上部に近接する通路、踊り場に点状ブロック等を敷設 ④階段手すりに、現在階の階数とフロア情報、廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。 ①視覚障害者誘導用ブロックを敷設する(JIS T 9251による形状のものを使用し、色は黄色を原則とする 周りの床仕上げ材との明度、色相、彩度の査に配慮する) ②線状プロック等・点状プロック等の敷設 (1) 敷設幅は30cm以上とする	000000	①(努力義務)昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである ②(努力義務)(5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けている ①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ②車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設している ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設している ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く	0 0 0	
案内設備	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合除く) ②エレベーターその他の昇降機又は便所の位置を視覚障害者に示す設備がある ①線状プロック等・点状プロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ②車路に接する部分に点状プロック等を敷設している	‡ 0 0	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑥子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する ③階段やスローブの上部に近接する通路、踊り場に点状ブロック等を敷設 ④階段千すりに、現在階の階数とフロア情報、廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。 ①視覚障害者誘導用ブロックを敷設する(JIS T 9251による形状のものを使用し、色は黄色を原則とする 周りの床仕上げ材との明度、色相、彩度の査に配慮する) ②線状プロック等・点状プロック等の敷設 (1)敷設幅は30cm以上とする (2)車路に接する部分に点状ブロックの等の敷設	000000	①(努力義務)昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである ②(努力義務)(5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けている ①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ②車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設している ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設している	0 0 0	
案内設備	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合) ②エレベーターその他の昇降機又は便所の位置を視覚障害者に示す設備がある ①銀状プログ等・点状プログ等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)	‡ 0 0	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑧子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する ③階段やスローブの上部に近接する通路、踊り場に点状ブロック等を敷設 ④階段手すりに、現在階の階数とフロア情報、廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。 ①視覚障害者誘導用ブロックを敷設する(JIS T 9251による形状のものを使用し、色は黄色を原則とする 周りの床仕上げ材との明度、色相、彩度の査に配慮する) ②線状プロック等・点状プロック等の敷設 (1) 敷設幅は30cm以上とする	000000	①(努力義務) 昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである ②(努力義務)(5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けている ①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ②車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設している ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設している ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く	0 0 0 0 0 0 0 0	
標識 薬内設備 備 の設格を のでの をする。	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合) ②エレベーターその他の昇降機又は便所の位置を視覚障害者に示す設備がある ②エレベーターその他の昇降機又は便所の位置を視覚障害者に示す設備がある ①線状プロック等・点状プロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ②車路に接する部分に点状プロック等を敷設している ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状プロック等を敷設している ※3	‡ 0 0	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑥子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する ③階段やスローブの上部に近接する通路、踊り場に点状ブロック等を敷設 ④階段千すりに、現在階の階数とフロア情報、廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。 ①視覚障害者誘導用ブロックを敷設する(JIS T 9251による形状のものを使用し、色は黄色を原則とする 周りの床仕上げ材との明度、色相、彩度の査に配慮する) ②線状プロック等・点状プロック等の敷設 (1)敷設幅は30cm以上とする (2)車路に接する部分に点状ブロックの等の敷設	000000	①(努力義務) 昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである ②(努力義務)(5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けている ①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ②車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設している ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設している ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く ①車いす使用者が円滑に利用することができる	0 0 0	
案内設備 案内設備 までの経 路	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に各施設を表す標識がある ②標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の位置を示す案内板がある(視認できる場合(除く) ②エレベーターその他の昇降機又は便所の位置を視覚障害者に示す設備がある ①線状プロック等・点状プロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ②車路に接する部分に点状プロック等を敷設している ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状プロック等を敷設している ※3	‡ 0 0	②玄関から目的地までの経路上の要所に、目的の場所の方向を確認できるように案内板やサインを設置する ③標識は内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に定められている場合はこれに適合) ④サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラストなどを考慮する ⑤サインが見やすい照明計画とする ⑥立位でも車いすからでも見やすい高さ・位置に設置 ⑦利用者案内や呼出口に電光表示板を設ける ⑥子供や外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記する ①玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等をおこなう ②電光表示板を設けたり、警報装置の設置に配慮する ③階段やスローブの上部に近接する通路、踊り場に点状ブロック等を敷設 ④階段千すりに、現在階の階数とフロア情報、廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。 ①視覚障害者誘導用ブロックを敷設する(JIS T 9251による形状のものを使用し、色は黄色を原則とする 周りの床仕上げ材との明度、色相、彩度の査に配慮する) ②線状プロック等・点状プロック等の敷設 (1)敷設幅は30cm以上とする (2)車路に接する部分に点状ブロックの等の敷設	000000	①(努力義務) 昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板は、弱視者、高齢者等に配慮したものである ②(努力義務)(5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けている ①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ②車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設している ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設している ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く	0 0 0 0 0 0 0 0 0	

建築物		チェック項目		備 考
建築物 特定施設	バリアフリー新法 (移動等円滑化誘導基準)※()内青文字は円滑化基準	官庁施設のユニバーサルデザイン	京都市建築物等のパリアフリーの促進	加 考
			多数の者が利用する洗面所を設ける場合は1以上	
			①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
洗面所			②車いすで円滑に利用できる高さ及びけこみに配慮した洗面器	
ル曲別			③操作が容易な水栓器具	++
			④車いすで円滑に利用できる鏡の設置	
			①出入口の幅は85cm以上。主要な出入口の幅は90cm以上とし、前後に150cm以上の空間、	0
			外側にひさしを設けている	幅180cm以上確保
			②廊下は、幅180cm以上とし、すみ切り、両側手すりを設けている	幅 180cm以上维体
道等から居室			③傾斜路は、幅150cm以上、勾配1/15未満、適切な踊り場がある	0
道等から居室 までの経路等 を構成する 施設			④昇降機にガラス窓、かご内の制御装置(左右)を設けている	
施設 (1以上の経路)				
			⑤(10,000㎡以上) 昇降機を2機以上設けている	O 3機
			⑥敷地内通路は、幅180cm以上、適切な傾斜路、道路段差解消、細目溝蓋、歩車分離	
			○	
			①視覚障害者、聴覚障害者対応の避難誘導設備を設けている	0
-			②車いす使用者が避難可能な防火戸	
避難設備等 (努力項目)				
			①車いす使用者、視覚障害者及び聴覚障害者が利用できる公衆電話を設けている	0
			②公衆用ファクシミリを設けている	
公衆電話 (努力項目)			(アム米用ファケンミリを放けている)	
(37,40)				
-				
			①ベビーベッドを設け、標識を掲示している	0
ベビーベッド(努力項目)				<u> </u>
(努力項目)				
			++	++
			++	+
			+ +	
				+-
				+
			+ +	
			++	+
			+ +	
 			++	++
			++	
		L		<u> </u>

環境共生計画 (建築)

下記の方法により、LCCの縮減とLCCO2の削減に取り組み地球環境に配慮し、CASBEE 京都はAランクとする。



自然換気を促すエコシャフトとエコ階段の「しつらえ」

- ・京都特有の蒸し暑さを緩和するため、「風の道」を形成するエコシャフト(吹抜)と風を流れやすくするエコ階段(北側階段室)を設け、 その頂部には自然換気を効率よく行う自然換気システム(バランス式逆流防止窓)を設ける。 この自然換気システムは、無風時には、煙突効果により開口部を自然に開閉し自然換気を促進させ、有風時には風圧を利用した開口部 の開閉により自然換気を効率よく行うことができる。
- ・外気の取入れは、地中温度の恒温性を利用したクール・ウォームトレンチを経由して外気負荷を低減する。



バランス式逆流防止窓

- ・風の力で換気ができる
- ・風の力を受けて自然に開閉
- ・風が無い時でも換気が可能
- ・排煙窓としても利用可能

南側は大庇,東西側は縦型ルーバーによる日射遮蔽

- ・南側は庇で、昼間の日射を遮蔽することにより熱負荷を低減する。
- ・東・西側開口部に縦型ルーバーを設け、周辺の住宅に対する視線に配慮 するとともに、日射を防ぎ熱負荷を低減する。

熱負荷低減対策

- ・窓からの熱負荷低減のため、南・東・西面は LOW-E ガラス、北面は複層 ガラスを採用し、結露防止も考慮する。
- ・主要な居室の換気には、ナイトパージ機能付全熱交換器を設置し、エネルギーの削減を図る。

貴重な水資源の保全と有効利用

- ・屋根の雨水、井水を地下ピットに貯留し、外部散水、便器洗浄水に利用したり、節水器具や自動水栓を採用し、節水を図る。
- ・今出川通に面した舗装は、保水性化粧ブロック敷きとし、雨水を再利用し、 打ち水効果により夏の表面温度を下げることで熱負荷を低減する。

エコマテリアル、リサイクル品の採用

・保水性ブロック舗装, エコケーブル, リサイクルタイルカーペット, 再生 砕石など, エコマテリアル, リサイクル品を積極的に採用する。

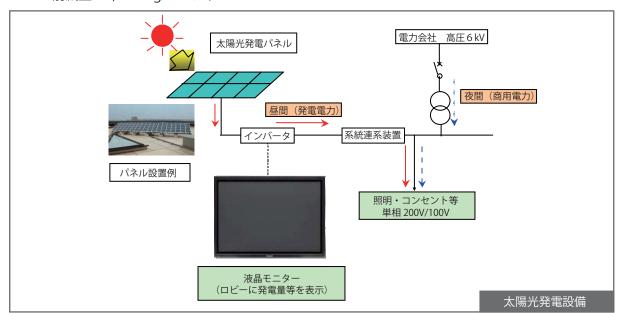


A-72

環境共生計画(電気設備)

1. 地球環境への配慮計画

・自然エネルギー利用を目的とし、太陽光発電設備を庁舎屋上に設置する。 パネル容量:20kW以上(年間使用電力量の6%,エコオフィスマニュアルによる) CO2 削減量: 6,600 k g-CO2/年



・エネルギー消費量の大きい照明負荷の低減を図るため、高効率ランプや LED 器具の採用、初期照度 補正制御・昼光利用制御・人感センサー制御等の各種照明制御の導入を計画する。

【主な計画場所】

LED 器具: 1階ロビー, エレベータホール, 屋外防犯灯等

昼光利用制御:昼光の期待できる事務室等 人感センサー制御:トイレ、階段室、廊下 初期照度補正制御:使用頻度の低い倉庫等を除く

タイムスケジュール制御:屋外照明等



LED 器具参考写真

- ・常時損失のある変圧器をロスの少ない高効率変圧器(トップランナー)にて計画する。
- ・進相コンデンサによる力率の改善を行う。(自動力率制御)

2. 庁舎の信頼性・セキュリティの向上計画

- ・停雷時における保安負荷、防災負荷への電源の供給を目的とした発電設備を設置する。 (電力の途絶対策)
- ・大規模災害発生時においても災害拠点施設として機能を維持できるような計画とする。 (3日分の燃料の備蓄)
- ・水没対策として、受電設備、発電設備を上階に配置する。
- ・相談時等に緊急の事態が発生した場合の他室への警報のため、緊急警報設備を計画する。
- ・不審者の侵入に備え、監視カメラを出入口に設置する。
- ・ハートビル法に基づき身障者に配慮した設備を計画する。

3. 周辺地域・周辺環境との調和

・周辺地域への騒音に配慮し,防音装置等を設置する。また,光害を抑える照明器具を使用する

環境共生計画(機械設備)

1. 地球環境への配慮計画

(1) 自然エネルギー利用

- ・ 自然通風を活用し、空調設備負荷、СО2を低減する計画とする。
- 井水,雨水を利用し,便器洗浄水,植栽散水に利用する。

(2) エネルギーの効率的利用を図る設備システム

- 空調設備には、電気式ヒートポンプマルチエアコンを採用する。
- 室の利用特性を踏まえゾーニングを設定し、エネルギーの効率的利用を図る。
- ・ 衛生器具には、節水型フラッシュバルブ、自動洗浄、自動水栓を採用し、節水を図る。

2. 庁舎の信頼性

- 開口部の水密性,気密性を十分確保する。
- ・ 災害時に備え、京都市防災水利構想に基づき飲料水や生活雑用水については3日分を確保する。

3. 周辺地域・周辺環境との調和

(1) 景観と外観デザインに配慮した機器の仕様・配置

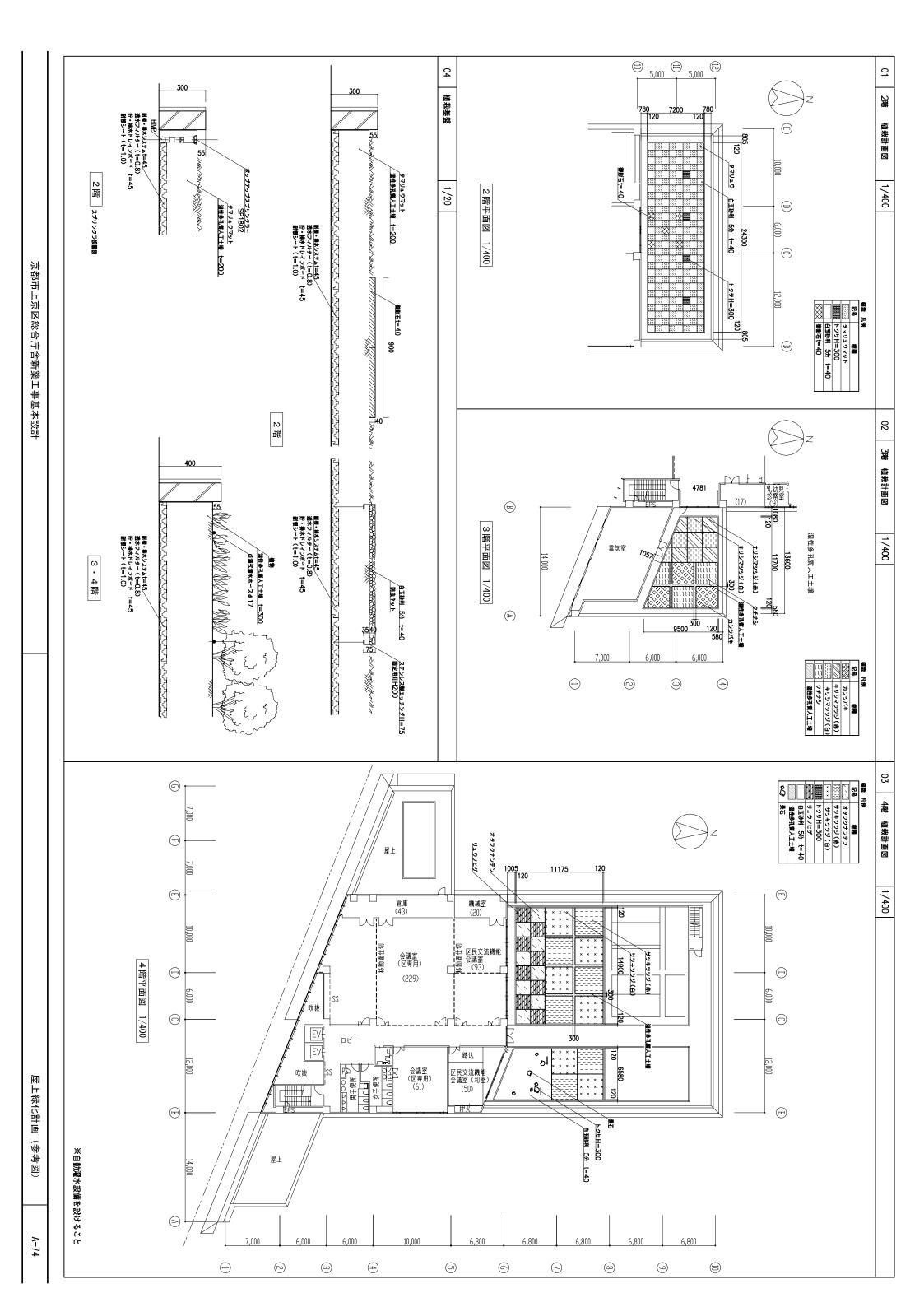
・ 空調室外機などは、周辺環境に配慮し、景観条例を遵守する機器を選定・配置する。

(2) 騒音発生機器の対応

・ 空調室外機は、周辺地域への騒音に配慮し、防音壁、防音装置を設置する。 また、下階への振動伝播を防止するために、スプリング防振架台を設置する。

4. 維持管理への配慮

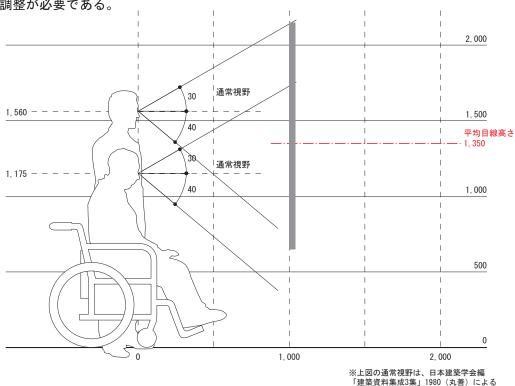
- 設備機器が維持管理しやすいように適切なメンテナンス経路・スペースを確保する。
- 将来更新時の作業スペースを適切に確保する。



利用者が快適に情報を取捨選択するためには、表記内容や設置位置などの規格化が必要である。サインを構成する各デザインエレメントを踏まえて、プランニングおよびデザイン展開を行う。

設置基準

- ・近距離より視認するサインに関しては、設置高を立位、車椅子からの座位、また視覚障害者の 触知範囲を考慮し、設定することが大切である。
- ・遠距離より視認するサインに関しては、建築による制限(天井高、スプリンクラーなどの諸設備) により調整が必要である。



書体

・書体は全サイン共通とし、表現の統一を図る。 今回は視認性・可読性に優れた角ゴシック系を提案する。

●角ゴシック系(和文):新ゴ-Medium

●角ゴシック系(英文/階数のみ): Futura-Book

上京区総合庁舎

1F 2F 3F 4F

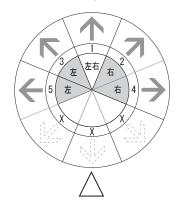
●角ゴシック系(和文): Helvetica-Regular

Kamigyo Government Office Complex

アローシステム

・アローシステムとは誘導サインにおける矢印の方向性・ 優劣順位の考え方である。自分の立ち位置から、前方方 向の視野角180°を基準とし配置する。

また、解釈しにくい方向の誘導表現はせず、器具の配置 などで対応する。



ピクトグラム

・ピクトグラムは形状により、瞬時にその内容を伝達する事に有用性がある。 現在公共施設においては、JIS規格標準案内図記号の普及が広まっている。

標準案内用図記号(交通エコロジー・モビリティ財団)













カラーリング

ゾーンのカラーリングは、一般の方から高齢者・色覚異常の方まで含め認識・識別しやすいことが 大切である。また、サインは建物全域に設置されるため、色彩の与える生理的・心理的影響も配 慮する必要がある。

高齢者(白内障)患者

- ・彩度の低い色(濁った色)は識別しにくく、 彩度の高い(鮮やかな色)は識別しやすい。
- ・暖色系は識別しやすく、寒色系は識別しにくい。

視覚障害者

- ・間違いやすい色の組み合わせ
 - 赤一緑
 - ピンクーグレーー水色
 - ・ 薄い緑 一 肌色



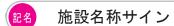
彩度、明度差をつけることにより、識別をしやすくできる。

サイン計画

・定点から定点に移動するためには、連続した情報が なくてはならない。

行動を決定する分岐点に最適なサイン=情報を設置し、 利用者のストレスフリーを目指す。

今回は「エレベータ」「南側階段」をメイン動線とし て、各施設への最適な動線計画を行う。





・施設名称の告知、利用者へのアピール

・施設の出入口場所の明示



総合・各階案内サイン

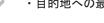


- 施設全体の情報の提示
- ・次への経路決定のための情報の選択





利用者の現在位置の確認



・目的地への最適ルートの選択



各官署名称サイン・室名サイン

サイン計画(1)

A-75

目的地到着の最終確認



禁煙サイン・立入禁止サイン

- 利用者の行動の禁止
- ・利用者への危険、注意の喚起

京都市上京区総合庁舎新築工事基本設計

サイン案

先のコンセプトと、ユニバーサルデザインを基調にした 右の3つのキーワードからのデザイン展開です。

単体サインのデザイン性

○ゾーンをカラーリングで分類○書体・ピクトグラムなど表示内容の統一

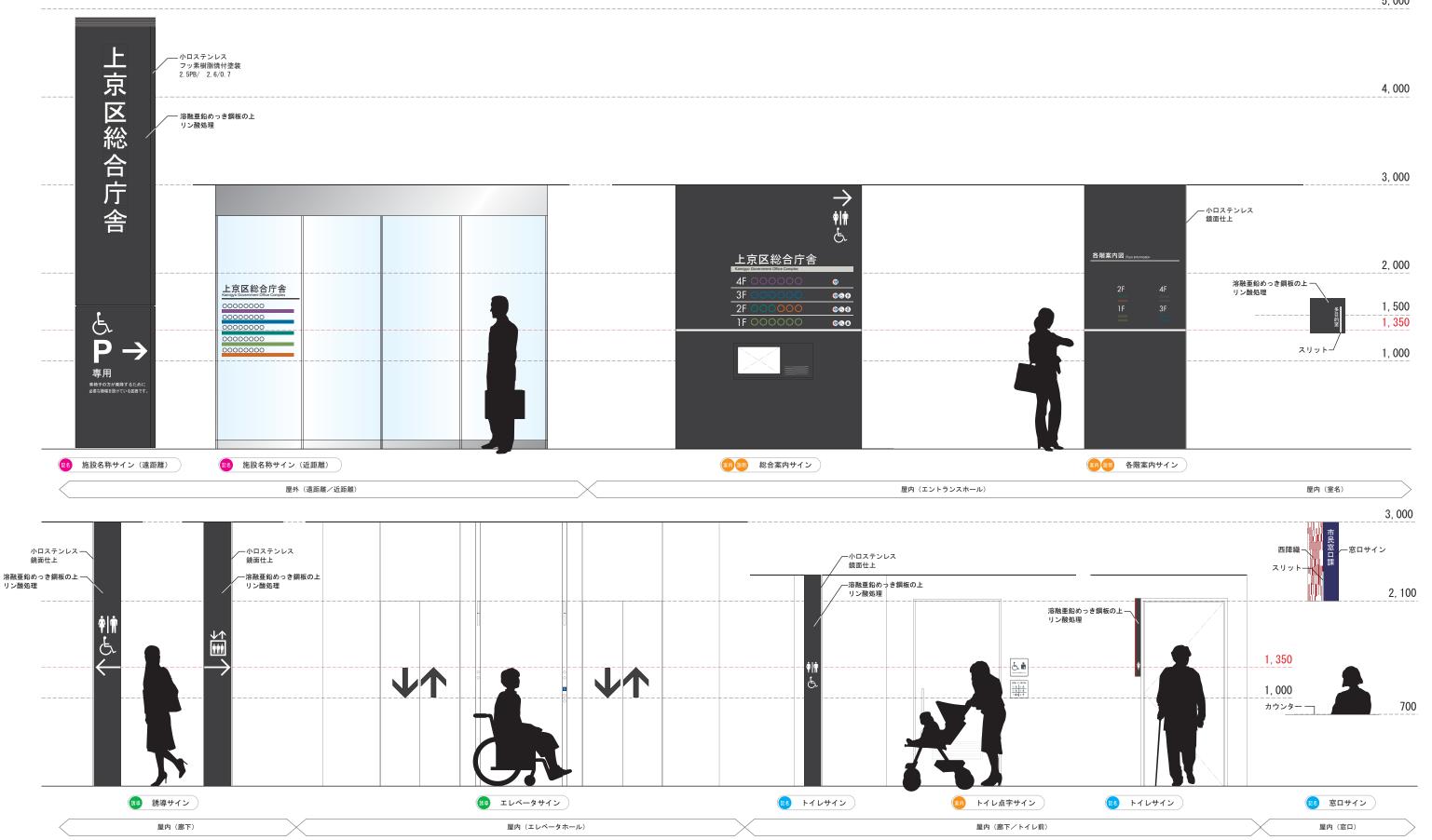
全体サインの規格化

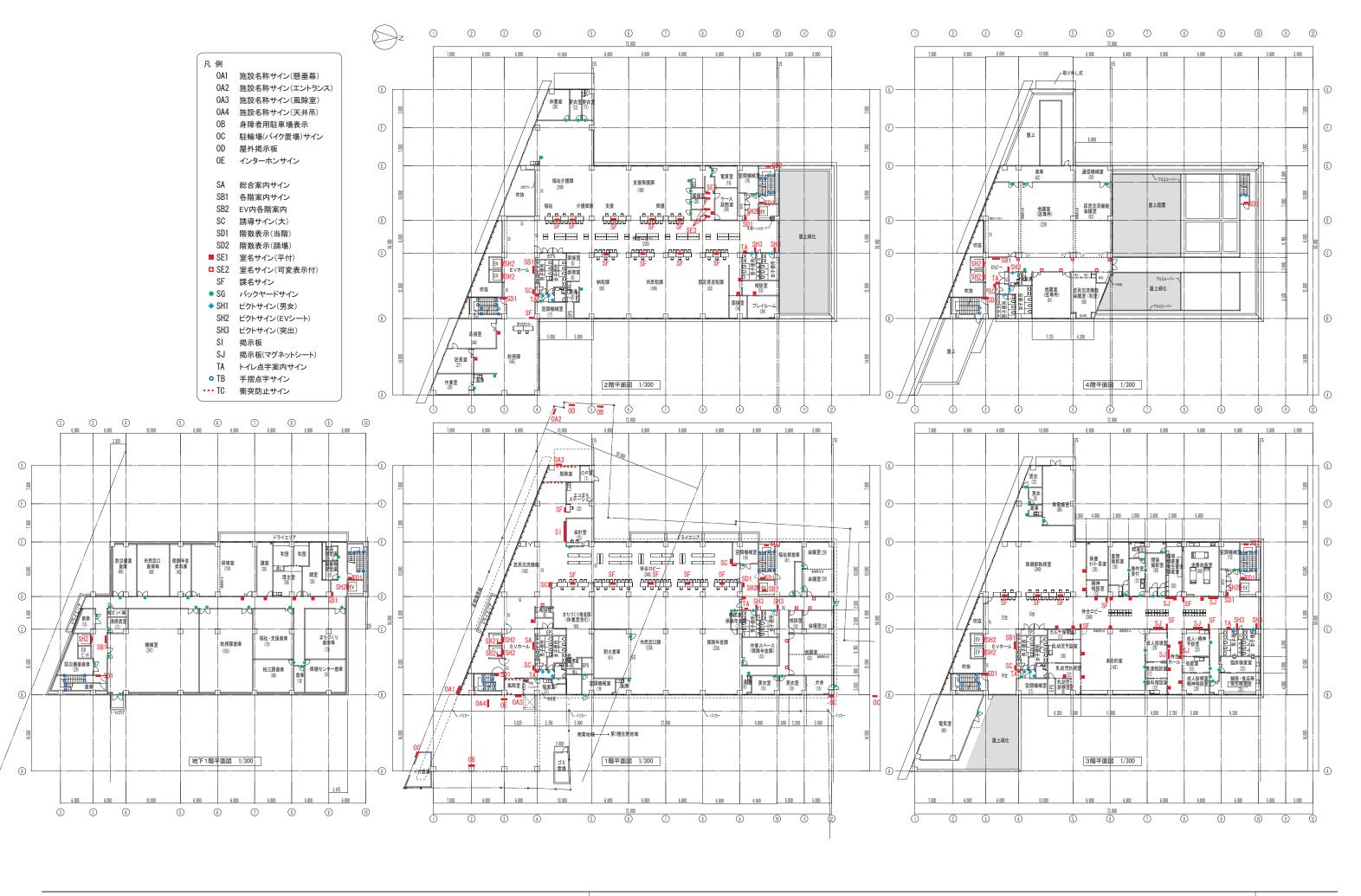
○各アイテムのサイズ/取付位置の規格化 ○動線計画に基づく情報の連続化

「上京」らしさ

○町谷の屋根瓦をイメージするダークグレー○糸屋格子をモチーフにデザインに展開

5, 000





木材使用リスト

室名	部位	材種	厚み(mm)	不燃化	備考
1階区民交流機能	天井	杉	30*30(格子)	0	格子@60
	壁	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
	床	ヒノキ集成材	15		
1階EVホール前	壁	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
2階EVホール前	壁	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
	床	ヒノキ集成材	15		
3階EVホール前	壁	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
	床	ヒノキ集成材	15		
4階EVホール前	壁	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
吹抜	天井	杉	30*30(格子)	0	格子@60
東1~4壁	壁	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
2階	壁∙腰	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
2階	壁∙腰	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
3階	壁∙腰	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
3階	壁∙腰	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
4階	壁∙腰	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
4階	壁∙腰	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
1階 開口部	格子(南)	杉	30*30(格子)		格子@60
1階 開口部	格子(東)	杉	30*30(格子)		格子@60
1階 開口部	格子(西)	杉	30*30(格子)		格子@60
2階 開口部	格子(南)	杉	30*30(格子)		格子@60
2階 開口部	格子(東)	杉	30*30(格子)		格子@60
2階 開口部	格子(西)	杉	30*30(格子)		格子@60
3階 開口部	格子(南)	杉	30*30(格子)		格子@60
3階 開口部	格子(東)	杉	30*30(格子)		格子@60
3階 開口部	格子(西)	杉	30*30(格子)		格子@60
4階 開口部	格子(南)	杉	30*30(格子)		格子@60
1階窓口	カウンター腰	杉	下地12 + 30*30(格子)		下地12 格子 @60
2階窓口	カウンター腰	杉	下地12 + 30*30(格子)		下地12 格子 @60
3階窓口	カウンター腰	杉	下地12 + 30*30(格子)		下地12 格子 @60
3階多目的室	床	ヒノキ集成材	15		
4階ロビー	天井	杉	30*30(格子)	0	格子@60
	床	ヒノキ集成材	15		
4階 区民交流機能会議室(和室)	床	ヒノキ集成材	15		
4階 会議室(区専用)	天井	杉	30*30(格子)	0	格子@60
	壁	杉	下地12 + 30*30(格子)	0	下地12 格子 @60
	床	ヒノキ集成材	15		
4階 区民交流機能会議室	格子(北)	杉	30*30(格子)		格子@60